

# 留意点

## 令和7年2月以降に 法人設立などの 事実が発生し、

この制度を利用する場合は、  
手続きが必要です。

※2月以前に法人設立などの事実が発生した場合は加入資格がなくなりますのでご注意ください。

手続き方法など詳しいことは現在整理中のため、決まりましたら改めてお知らせします。

# 健保適用 除外制度

個人事業所から法人事業所になった場合や、個人事業所の従業員が5人以上となった場合、その事業所に勤めている方々の医療保険と年金は次のとおりです。

## 制度を利用する場合

医療保険 ▶ 建設連合国保に  
継続して加入できます。

年金 ▶ 厚生年金

## 制度を利用しない場合

医療保険 ▶ 健康保険(協会けんぽ)

年金 ▶ 厚生年金

建設連合国民健康保険組合

令和7年2月から  
受付を開始

法人化  
しても...

手続きを行うことで  
建設連合国保に  
継続して加入することが  
できます  
(健保適用除外制度)

個人事業所の  
従業員が  
5人以上  
になっても...

# 健保適用除外制度の対象者

現に建設連合国保の組合員で

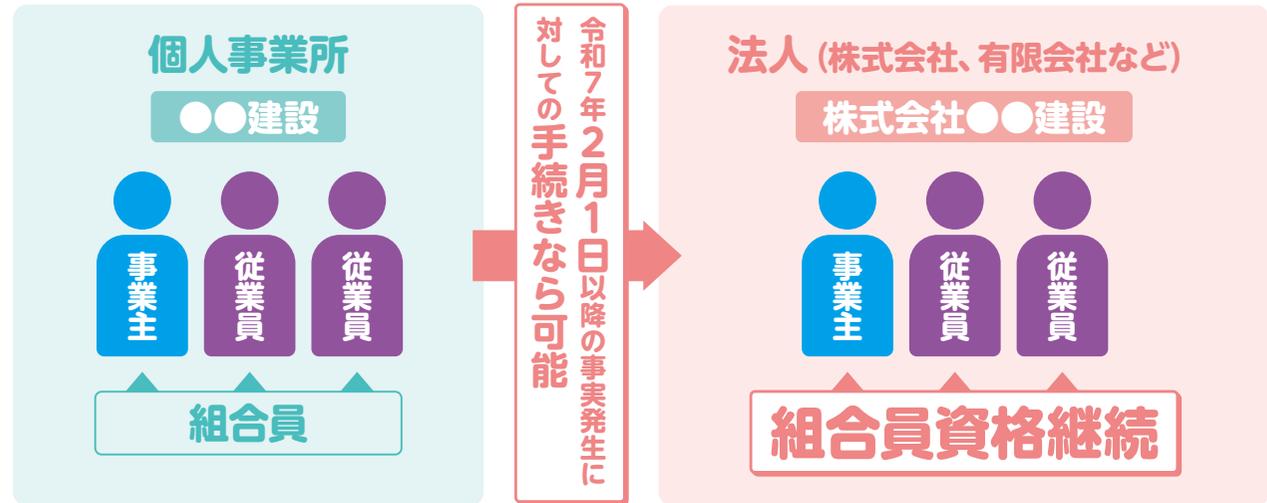
右ページの

- 1 事業所が法人化した **A**
- 2 従業員が5人以上になった **B**
- 3 法人事業所を設立した
- 4 従業員5人以上の個人事業所を設立した
- 5 建設連合国保の組合員がいる上記の事業所で新たに従業員を雇った(新入社員)
- 6 健康保険の適用された事業所に就職した

※ 5の新入社員(市町村国保等加入者)の場合、年金事務所の適用除外の承認を得ることによって、建設連合国保の組合員として新規加入できます。

## 健保適用除外制度の対象となる主なパターン

### A 事業所が法人化した



### B 個人事業所の従業員が5人以上になった

